

後期高齢者医療保険のお知らせ

■問い合わせ 市民保険課高齢者医療係 ☎57-8506

22年度の保険料率

後期高齢者医療制度では保険料率は2年ごとに見直しされます。22年度は見直しの時期にあたりますので、22年度の保険料率が右のとおり改定されました。

項目	22年度	21年度
被保険者均等割額	48,931円	48,569円
所得割率	8.94%	8.88%

保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。1人当たりの年間保険料の上限は50万円です。

$$\text{年間保険料 (1人当たり)} = \text{被保険者均等割額 48,931円} + \text{所得割額 (総所得金額等 - 33万円) \times 8.94\%}$$

総所得金額等とは、総所得金額(公的年金等控除などを差し引いた額)と山林所得、土地建物の譲渡所得等の分離課税所得の合計

保険料の軽減

21年度の保険料の軽減措置は、22年度も継続されます。

1 被保険者均等割額の軽減

世帯主及び被保険者の総所得金額等(※)の合計額の状態により軽減の判定をします。

軽減割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
9割	4,893円	33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合
8.5割	7,339円	33万円以下
5割	24,465円	33万円 + (24.5万円 × 世帯主以外の被保険者数) 以下
2割	39,144円	33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数) 以下

※公的年金収入の場合、年金収入額から公的年金等控除額に15万円を加算した額を差し引いた後の額で軽減の判定をします

2 所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等の状況により軽減の判定をします。

軽減割合	被保険者の所得
5割 (所得割額の1/2相当)	保険料の賦課のもととなる所得金額(総所得金額等から33万円を引いた額)が58万円以下 ※年金収入のみの場合は収入額が211万円以下

3 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ・共済組合・船員保険など)の被扶養者(扶養家族)であった方は、被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額は賦課されません。

今年度の被保険者証は緑色

新しい保険証は7月21日ごろ発送します



現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は22年7月31日となっています。新しい保険証は7月21日ごろ、みどり色の封筒でお届けします。

また、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までとなっています。現在認定証をお持ちの方で8月からも該当の方には、新しい認定証を送付します。

22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に発送します

(注) 同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない方がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得の申告をお願いします。

『年金からのお支払い』を『口座振替』に変更できます

10月分以降口座振替によりお支払いする場合は、7月23日(金)までに手続きをお願いします(お支払いいただく保険料の総額は変わりません)。この期日を過ぎると12月分以降の口座振替になりますので、ご了承ください。

- 申し出に必要なもの
- ①被保険者証
 - ②印鑑
 - ③金融機関での口座振替申込書の控え

国民健康保険にご加入の人へ

高齢受給者証(ピンク色ではがき大)・各認定証の有効期限は7月31日となっています。今回は、更新の時期を迎えた高齢受給者証と各認定証についてお知らせします。

22年 8/1 から新しくなります

高齢受給者証・各認定証は

高齢受給者証

70歳から74歳の人がいる世帯へ



7月下旬に新しい高齢受給者証(ピンク色ではがき大)を郵送します。新しい受給者証は、8月1日からお使いください。

各認定証

更新受付は7月から

入院をされている人で8月からも継続して入院の必要がある人は、限度額適用認定証などの更新手続きが必ずです。

更新手続きの受付は7月からです。印鑑をご持参のうえ、本庁市民保険課(国保係)または各支所で手続きをお願いします。

各認定証の対象・種類

- ◆対象：70歳未満
 - 国保限度額適用認定証(青色)：入院にかかる窓口支払いを月額限度額までとするもの。
 - ※国保税の滞納がある場合は、原則として発行できません
- ◆対象：70歳未満の非課税世帯
 - 標準負担額減額認定証(白色)：入院時の食事代を減額するもの。



国保税のお知らせ

納税通知書は7月中旬に送付します

通知書発送後は窓口と電話が大変混み合います。ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

国保税の軽減制度について

企業の倒産や解雇、雇い止めなどの理由で失業された方(非自発的失業者)は申請により、22年度から国保税が軽減されます。※詳しくは広報5月号をご覧ください

国保税に関する所得申告について

国保税は前年中の所得などを基に算定されます。申告をしないと、所得がない世帯や少ない世帯が受けられる軽減措置が受けられません。また、病院などで支払う自己負担の月額限度額が、上位所得者での扱いとなってしまいます。21年中の所得申告がお済みでない方は、申告をお願いします。

■問い合わせ 税務課国保税係 ☎57-8504

